

令和3年12月2日

令和3年第4回岬町議会定例会

第2日会議録

令和3年第4回（12月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和3年12月2日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり9名であります。

1番 谷地泰平	2番 欠 員	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 欠 席	8番 欠 席	9番 竹原伸晃
10番 和田勝弘	11番 出口実	12番 道工晴久

欠席議員 2名、欠 員 1名、傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田忠剛	
副町長 中口守可	総務部理事	寺田武司	
副町長 松岡裕二	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
教育長 古橋重和	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂嘉文	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端慎也	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里光則
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部理事	松本啓子	
財政改革部長 相馬進祐	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨	
しあわせ創造部長 松井清幸	都市整備部理事	吉田一誠	
都市整備部長 奥 和平	会計管理者 兼会計室理事	福井智淑	
教育次長兼指導課長 澤 憲一	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川正純	
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司	財政改革部 財政改革課長	内山弘幸
まちづくり戦略室理事 危機管理監 兼危機管理担当課長	増田 明		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和3年12月1日から12月22日（22日）

○会議録署名議員

10番 和田勝弘 11番 出口 実

---

#### 議事日程

日程第 1	議案第73号	令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）について
日程第 2	議案第74号	令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について
日程第 3	議案第75号	令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）について
日程第 4	議案第76号	岬町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 5	議案第77号	岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について
日程第 6	議案第78号	道の駅みさきの指定管理者の指定について
日程第 7	議案第79号	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について
日程第 8	議案第80号	岬町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第 9	議案第81号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第82号	岬町国民健康保険条例の一部改正について
日程第11	議案第83号	岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第12	議案第84号	令和3年度岬町一般会計補正予算（第10次）について

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第4回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時0分です。

本日の出席議員は9名、欠席議員2名の、辻下議員、小川議員については欠席届が提出されております。

欠員1名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下、関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1、議案第73号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第73号、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」をご説明いたします。

内閣府が11月15日に速報値として公表いたしました令和3年7月から9月期の国内総生産（GDP）の物価変動を除いた実質値は、年率換算で3.0%の減少となりました。

マイナス成長は2四半期ぶりとなり、我が国では、その期間中は多くの地域で新型コロナウイルス対策のための緊急事態宣言が発出されており、外食や宿泊などGDPの半分以上を占める個人消費が減少したほか、世界的な半導体不足や東南アジアでのコロナ感染拡大に伴う供給網が混乱したため、自動車販売などが影響を受けることとなりました。

足元の状況といたしましてはワクチン接種が進行し、行動制限の緩和による社会経済活動の正常化に向けた政府の方針が打ち出されるなど、持ち直しの動きが期待される一方で、最近では新たな変異株の感染例が我が国で初めて確認されたことなどを考えると、新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難であり、引き続き感染状況に左右されるものと思われま

す。加えて、現在、原油などの資源価格が高騰しており、景気への悪影響が懸念されております。

こうした景気の動向は地域経済にも影響を与えることから、今後とも注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましても財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算

につきましては緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,984万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,822万円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。まず、歳入予算の概要につきまして説明いたします。

なお、詳細につきましては8ページから13ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

地方交付税といたしまして、交付決定に伴い普通地方交付税2,551万6,000円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして1,985万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴い794万8,000円を、障害児通所支援給付費の増加に伴い、障害児入所給付費等国庫負担金528万8,000円を、児童手当法改正により、令和4年6月分から特例給付の支給対象者に所得上限額が設けられることに伴う事務費に充当するための子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正円滑化事業）463万6,000円を、それぞれ計上いたしております。

府支出金といたしまして875万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、国庫支出金と同様に、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴い296万7,000円を、障害児通所支援給付費の増加に伴い障害児入所給付費等府費負担金264万4,000円を、それぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、多奈川地区多目的公園寄附金412万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、多目的公園への進出企業であります株式会社ユーラスエナジー岬からの指定寄附120万円を増額計上する一方、当初予算において万博の桜2025実行委員会が大坂・関西万博の気運醸成のために出資する「万博の桜2025事業」の寄附金532万円を、当初予算において計上いたしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け目標金額に達しなかったことから、実行委員会から町への配分がゼロとなったことに伴い、532万円全額を減額することとし、差額の412万円を減額計上するものでございます。

繰入金といたしまして2,793万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金3,643万9,000円を増額計上する一方、先ほど寄附金のところでご説明させていただきました「万博の桜20

25事業」が実施されないことに伴い、その財源としておりました多奈川地区多目的公園管理基金繰入金300万円を減額計上するほか、新型コロナウイルス感染拡大により深日港フェスティバルが中止になったことに伴う、岬ゆめ・みらい基金繰入金550万円を減額計上するものでございます。

諸収入といたしまして2,066万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の精算に伴い後期高齢者医療広域連合負担金（医療費定率）返還金2,045万3,000円を、平野集会所の修繕に伴う建物罹災共済保険金21万5,000円を、それぞれ計上いたしております。

町債といたしまして、起債借入予定額の決定に伴い、臨時財政対策債5,877万6,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては14ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、498万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、平野集会所の玄関ポーチの修繕料21万5,000円を、前年度に法人町民税を予納していた法人が確定申告を行った結果、過誤納となったほか、個人町民税において確定申告時における過年度分の修正申告が見込まれることなどに伴う町税過誤納償還金476万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、3,526万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、国民健康保険特別会計繰出金（基盤安定）の決定に伴い1,455万2,000円を、放課後等デイサービスなどの利用の増加に伴う障害児通所支援給付費1,057万7,000円を、児童手当法改正により令和4年6月分から特例給付の支給対象者に所得上限額が設けられることに伴う児童手当システム改修委託料396万円を、それぞれ計上いたしております。

衛生費といたしまして、健（検）診情報連携システム改修委託料301万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、健康増進事業実施者の健（検）診結果などの電子化された情報について転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや個人が一元的に確認できる仕組みを構築するためのシステム改修を行うものでございます。

農林水産業費といたしまして、140万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、淡輪地内にある大谷池の管理用道路が大雨の影響により土砂が流入し、維持管理に支障を来していることに伴い改修をするための補助金10万5,000円を、岬町と阪南市の境界にある三の原農道が降雨時に冠水するために新たに側溝を設置するための工事費129万8,0

00円を、それぞれ計上いたしております。

商工費といたしまして、深日港活性化イベント実行委員会補助金550万円を減額計上いたしております。

内容といたしましては、既に予算計上いたしておりました実行委員会補助金について、新型コロナウイルス感染拡大により深日港フェスティバルが中止になったことに伴い、全額を不用額として減額計上するものでございます。

土木費といたしまして、2万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、多奈川平野排水ポンプ場の水位計交換工事171万2,000円を増額計上する一方、歳入予算でご説明させていただいたように、「万博の桜2025事業」が実施されないことに伴い、既に予算計上いたしておりました多奈川地区多目的公園桜植樹業務委託料300万円全額を減額計上するものでございます。

教育費といたしまして、481万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、淡輪小学校敷地内道路の舗装面の改修工事129万8,000円を、災害時における避難者の健康状態の確保及び町民体育館利用者等の熱中症対策のために町民体育館に空調設置工事を行うための設計委託料300万円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金といたしまして、歳入予算でご説明させていただいたように、多奈川地区多目的公園寄附金412万円を減額計上したことに伴い、多奈川地区多目的公園管理基金積立金412万円を減額計上するものでございます。

続いて4ページをご参照願います。

「第2表 地方債補正」をご覧ください。

起債借入額の決定に伴い、臨時財政対策債の限度額を3億3,900万円から2億8,022万4,000円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和3年度岬町一般会計補正予算(第9次)については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第2、議案第74号「令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第2、議案第74号、令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴い、国民健康保険料及び繰入金について編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

本補正予算は財源更正によるもので、歳入歳出予算ともに総額の増減はなく、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

議案書の2ページ、3ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額につきまして、保険基盤安定事業費の決定により歳入予算の財源調整及び歳出予算の財源更正を行うものです。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の4ページをご参照ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

まず、国民健康保険料につきまして1,455万2,000円を減額し、次に、繰入金、他会



計繰入金につきましては、同じく1,455万2,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の確定に伴い財源調整をするものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書は5ページ、6ページを、詳細につきましては9ページ、10ページを併せてご覧ください。

国民健康保険事業費納付金につきましては、保険基盤安定事業費の決定により一般被保険者医療給付分のうち1,106万7,000円、一般被保険者後期高齢者支援金相当分のうち327万円、介護納付金分のうち21万5,000円をそれぞれ一般財源から特定財源に財源更正を行うもので、総額については変更はございません。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第3、議案第75号「令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長 奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第3、議案第75号、令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、受益者負担金賦課対象者の増加に伴い一括納付報奨金の増額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により中間納付額が確定されたことに伴う増額によるものでございます。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,396万5,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。2ページをご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、一般会計繰入金43万2,000円を増額計上いたしております。

続いて、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、先ほど歳入でご説明させていただきましたように、受益者負担金賦課対象者の増加に伴い、一括納付報奨金の増額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により中間納付額が確定されたことに伴う増額により、下水道総務費43万2,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 簡素な質問ですが、一括納付金の13万3,000円ですか、これは一括納付ということですが、何件になるのか、その点よろしく頼みます。

○道工晴久議長 都市整備部長 奥 和平君。

○奥都市整備部長 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初予算では、最初13名を考えておりました。今回、最終で24名の方が一括納付されたため、11名の増加となっております。

○道工晴久議長 よろしいですか。

他に大綱的質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第4、議案第76号「岬町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 日程第4、議案第76号、岬町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、令和3年4月1日付で新たに過疎地域に指定された本町の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案として配付しております岬町過疎地域持続的発展計画案及びA3の概要版をご用意ください。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法につきましては、これからの説明の中で、「新過疎法」と省略して読み替えさせていただきますのでご了承お願いいたします。

最初に、本文に入る前に、過疎計画全体について少し説明させていただきます。

過疎制度全体につきましては、昭和50年から平成27年までの40年間の人口減少率が2

8%以上及び平成29年度から令和元年度までの財政力指数が0.51以下の市町村のことをいいます。

ちなみに、本町の状況ですが、計画書の4ページをご覧ください。

男女別人口の推移に記載しておりますとおり、昭和50年に2万2,423人ありました人口が、平成27年には1万5,938人に、6,485人減少しております。減少率は28.92%となっております。

次に、財政力指数ですが、7ページをご覧ください。

岬町財政の状況の表の下から6行目の令和元年度の財政力指数が0.51となっております。大阪府内では千早赤阪村に続き2か所目の過疎地域の指定を受けたところでございます。

次に、国の過疎地域対策としまして、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が成立して以来、現在まで50年にわたり特別措置法が講じられてまいりました。

しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少に歯止めがかからない状況で、依然として厳しい状況から令和3年4月に新過疎法が施行されたことから、岬町においても過疎地域の指定の基本的要件により指定を受けたところでございます。

今回、提案いたします過疎計画を策定する目的としましては、過疎対策事業債、過疎債を借入れして事業を執行する場合に過疎計画に計画されている事業でなければ過疎債を借入れすることができないこととなっております。

過疎債を活用するためにはこの計画を策定することが必要となりました。

過疎債とは、過疎地域に指定された市町村のみが借入れすることができる起債のことで、毎年度償還する元利分の70%が普通交付税に参入されることから、他の起債に比べて大変有利な借入れ条件となっております。

本町におきましても、少子高齢化の進行や人口減少などが続いており、都市部との格差が広がる現状がでございます。

このような状況から、本町といたしましても新過疎法第8条第1項の規定により議会の議決を経て総合的かつ計画的な対策を実施するために、大阪府が示した過疎地域持続的発展方針に基づきながら財政担当、各関係部署と協議を進め、積極的な過疎債の有効活用を検討していきたいと考えてございます。

また、本年3月に策定した第5次岬町総合計画及び第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業など、それぞれの各分野計画と内容の整合を図りながら策定するものでございます。

本計画の策定にあたっては、新過疎法第8条第7項にあらかじめ都道府県に協議しなければな

らないことが規定されてございます。

大阪府との協議については、本年11月29日に協議が整い、今回、令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5か年にわたる岬町過疎地域持続的発展計画の議決を求めるものでございます。

それでは、本計画の内容につきましてご説明申し上げます。

計画書の1ページをご覧ください。まず初めに、1に基本的な事項ということで、本町の概況、3ページからは人口及び産業の推移と動向。6ページからは町の行財政の状況、9ページからは地域の持続的発展の基本方針、11ページは地域の持続的発展のための基本目標、12ページは計画達成状況の評価に関する事項及び計画期間、13ページは公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

16ページからは、実施すべき施策と新過疎法に規定する12の実施すべき施策についてまとめてございます。

各分野別の現状と問題点、その対策、施策の推進のための指標、事業計画、公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

A3の概要版をご覧ください。地域の持続的発展のために実施すべき施策をまとめてございます。

1. 移住、定住、地域間交流の促進。人材育成から、2枚目の12、その他の地域の持続的発展に関し必要な事項の12項目となります。

また、3ページには各項目で実施する事業計画をまとめてございます。

岬町過疎地域持続的発展計画の説明につきましては以上のとおりでございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町過疎地域持続的発展計画の策定については、会議規則第3

9条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第5、議案第77号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 日程第5、議案第77号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書をご覧ください。

本件は、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了となることから、同年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設の名称は岬町淡輪火葬場、所在地は岬町淡輪5653番地の1、指定管理者の所在地は岬町淡輪571番地の2、名称は株式会社阪原生花葬祭店、代表者は代表取締役、坂原寛則でございます。

指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

指定管理候補者選定の経過につきましては、議案書と併せて送付いたしております岬町淡輪火葬場指定管理候補者の選定結果についてによりご説明させていただきます。

指定管理候補者の選定につきましては、外部有識者を含む5名で構成する岬町淡輪火葬場指定管理候補者選定委員会を設置し選定をいたしております。

指定管理者の募集につきましては、公募型プロポーザル方式を採用し、岬町ホームページに公募情報を掲載し、9月16日から10月8日までの期間で募集を行い、応募事業者は1社ございました。

選定委員会は、9月14日、第1回目の委員会を開催し、公募要項、仕様書、審査基準について協議を行いました。

10月28日、第2回の委員会を開催し、応募のあった町内1社についてプレゼンテーションを実施し、提案内容の説明及び質疑応答の後、委員にての意見交換を経て、各委員が評価項目ご

とに採点の上、指定管理候補者を選定いたしました。

選定審査は各委員が採点により、委員全員の採点が基準点の50点を上回り、指定管理候補者として選定するか否かについて審査いたしました。

なお、今回の公募では応募者が1社ありますが、募集要項には1社であっても審査を行う旨を明記しております。

選定結果につきましては、選定審査の結果の表のとおりで、評価点の平均点は72.6点でございます。

選定理由といたしましては、株式会社阪原生花葬祭店は、岬町シルバー人材センターに業務を委託するなど、地域の雇用促進や地域の関係団体とも連携した管理運営実績を有し、今後も地域連携が期待できること、夜間等の管理時間外における遺体の安置対応及び持合い等の利用対応、24時間年中無休での火葬予約受付など、施設利用者の心情に配慮した住民サービスの向上が期待できること、待合棟を葬儀式場として利用促進を図るとともに、待合棟の利用が無いときはお墓参りの方々の休憩所、トイレ利用などに一般開放を行うなど、住民の利便性向上が期待できること、町主催事業などに仮設テントや折りたたみ椅子、屋外用ストーブなど、事業者所有の備品貸出しなど、社会貢献の一環として協力体制が期待できることなどが評価、採点に反映され、全会一致により、株式会社阪原生花葬祭店を指定管理候補者とすることに決定したものでございます。

以上が、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 資料をこの場で求めておきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○道工晴久議長 はい、結構です。

○中原 晶議員 先ほど、参考資料に基づいて選定結果についてのご説明がございましたが、裏面

の選定審査の結果の表でいきますと、選定委員5名の評価点は平均しか示されておりませんので、お一人ずつの評価点が記された資料を委員会に提出をいただきたいと思います。

厚生委員会の審査が12月8日になっておりますので、できれば7日までに配付をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 ただいまの中原議員の質問に対して、その日にちまでに提出可能かどうか。

しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えします。

12月7日までに資料として提出できるように用意いたします。

○道工晴久議長 他にございませんか

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第6、議案第78号「道の駅みさきの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 日程第6、議案第78号、道の駅みさきの指定管理者の指定の件についてご説明をいたします。

本件は、道の駅みさきの現在の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了となりますことから、その後の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の指定につきましては、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき、道の駅みさき指定管理者審査委員会を設置して選定を行ったものでございます。

管理を行わせる施設の名称は、道の駅みさき、所在地は岬町淡輪5654番地の3、指定管理者は所在地、和歌山県田辺市宝来町17番12号。

名称、株式会社プラス。代表者、代表取締役 野田正史。



指定管理期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までであります。

提案理由といたしましては、道の駅みさきの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、参考資料でご説明させていただきたいと思っております。

参考資料として配付しております道の駅みさき指定管理候補者の選定結果についてをご参照ください。

本件につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、道の駅みさきの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了となるため、その後の指定管理者を選定したものでございます。

1、対象施設と2、指定管理候補者は、先ほどご説明させていただいたとおりでございますので割愛をさせていただきます。

3、指定管理者の募集状況につきましては、選定にあたりましては公募型プロポーザル方式を採用し、岬町ホームページ等に募集要項等を掲載し、1社からの応募がありました。

4、審査委員会の審査経過につきましては、まず、令和3年7月19日に第1回審査委員会を開催し、募集要項や審査基準等、及び指定管理候補者選定の方法やスケジュール等についての審議を行いました。

その後、10月12日に第2回審査委員会の開催し、応募のあった1社のヒアリング審査、いわゆるプレゼンテーションを踏まえ、審査基準に基づき採点の上、指定管理候補者を選定いたしました。

指定管理候補者の選定方法につきましては、審査委員会において岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に規定する選定基準及び審査委員会において定めた審査基準に基づき選定することとし、応募者から提出された申請書類の内容及びヒアリング、プレゼンテーションでの審査を実施し、各委員からの質疑応答を経て審査基準に基づき各委員が評価項目ごとに採点し、基準点200点満点のうち120点を超える評価点であったことから、当該応募者を指定管理候補者に選定したものでございます。

5、選定審査の結果について表にお示ししております。応募者の基本姿勢から次ページの危機管理体制まで、それぞれの審査項目について審査基準に基づき審査し、200点満点で採点しております。

次ページの合計欄に記載のとおり、委員5名の合計点は875点と、平均では175点と、基準点120点を大きく上回ったものとなっております。

6、選定理由につきましては、提案があった事業計画における利用者等の満足度向上や地域との協働推進、施設の効用を発揮する取組に加えて、財務の健全性や業務従事者への配慮などについて審査基準に基づき慎重に審議を行った結果、道の駅みさきの現指定管理者として管理運営を着実に実施してきており、類似施設の豊富な運営実績を有することや利用者等の満足度の向上につながる改善を行った実績などから、次期指定管理期間においても安定して確実に日常業務を行うことが期待できる。

財務状況が健全で経営状態に問題がないと認められますことから、次期指定期間においても安定した施設運営が期待できる。

出荷者の販路確保と収入の向上について、道の駅みさきでの販売に加えて他店舗への移送販売を行い、町外にある他店舗でも販売を行うことで出荷者の収入を向上し、また出荷者が分かる販売方法を取っていることから、町外において出荷者や出荷品の知名度向上が期待できる。

海のまちでもある岬町の地域の特色を生かした事業提案がなされており、道の駅みさきを通じた岬町の魅力向上が期待できる。

農業者育成に関する取組の実績があり、今後、道の駅みさきの農産物出荷者への講習会などを行うことで地元産物の構成比を高めることや、地域の農産物出荷者の所得向上について取り組む提案があったことから、地域産業を振興する運営が期待できる。

以上のことなどが評価採点に反映され、全会一致により株式会社プラスを指定管理候補者とすることを決定したものでございます。

なお、ページの下段には審査委員会の構成表を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上が、「道の駅みさきの指定管理者の指定について」の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほども資料の提供を要請しましたがけれども、この選定につきましても、委員5

名の合計点と平均点しか示されておりませんので、それぞれの選定結果を示した資料を事業委員会が7日ですので、その前日6日までにご提出をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問について、本件につきましても、指定された日にちまでに資料を用意させていただきたいと思います。

○道工晴久議長 他に大綱的質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております道の駅みさきの指定管理者の指定については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第7、議案第79号「泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第7、議案第79号、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更に関する協議についてご説明いたします。

本件につきましては、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約を変更することについて、地方自治法第252条の7、第2項の規定により、関係市町と協議をすることにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2、第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約のうち、広域福祉課の執務場所である泉佐野市役所の所在地が住居表示の実施により所在表記を変更することについて、関係市町である泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町及び田尻町と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましてご説明いたします。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

変更する項目といたしましては、第4条中に規定されています執務場所である泉佐野市役所の所在表記、大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の3を、大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号に改めるものでございます。

次に、附則におきましては、この規約の変更は令和4年1月11日から施行することを規定しております。

以上が、「泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について」でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしく議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について」は、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第8、議案第80号「岬町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第8、議案第80号、岬町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条

例の制定につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除措置を講じ、産業振興をより効果的に促進するため、本条例を制定するものでございます。

議案と併せて配付させていただいております参考資料をご覧ください。

制定の趣旨ですが、令和3年4月1日付で、本町が過疎地域に指定されたことに伴い、業種や取得費等の一定の要件の下、事業者が行った設備投資に係る固定資産税を町が免除した場合に地方交付税によりその減収分が補填される特別措置が適用されることとなりました。

本町における企業立地や投資の拡大を促し、持続可能な地域社会の形成を図るため、固定資産税の課税免除に関する条例を制定し、対象資産に係る課税免除を実施するものでございます。

主な内容ですが、第1条は条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条は課税免除の内容を規定しており、過疎法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の規定に基づき、課税免除の対象及び内容を定めております。

第3条は課税免除の申請を規定しており、規則で定めるところにより申請を行うことを定めております。

第4条は課税免除の決定を規定しており、申請内容を審査し、課税免除の可否の決定を行うことを定めております。

第5条は課税免除の取消し等を規定しており、事業の休止や不正行為等があった場合は、課税免除の取消しまたは停止を行うことを定めております。

第6条は課税免除の承継を規定しており、事業が継続される場合に限り課税免除の承継を受けられること、承継の期間は課税免除が決定された期間の残期間とすることを定めております。

第7条は調査等を規定しており、課税免除を受けた者に対して報告及び調査を行うことを定めております。

第8条は適用除外を規定しており、同様に固定資産税の課税免除を受けることができる岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の課税免除の適用を受ける者については、本条例を適用しないことを定めております。

第9条は委任を規定しており、条例の施行に必要な事項を規則で定めることを定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行すること、条例は省令の適用期限である令和6年3月31日に失効すること。失効前に本条例の適用を受けた者は失効後もその効力を有すること、

岬町企業立地促進条例の一部改正として、固定資産税の課税免除を受ける期間を岬町企業立地促進条例の施設設置助成金を受けることができる5年間に含めること、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正として、岬町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例において、課税免除の適用を受ける者については、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の課税免除を適用しないことを、それぞれ定めております。

なお、省令の適用期限が延長された場合は、本条例も適用期限を延長する予定でございます。以上が条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第9、議案第81号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第9、議案第81号、公益的法人等への職員の派遣等に関する

条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、一般社団法人岬町観光協会の施策の推進、機能強化を図るため人的支援が必要であり、当該団体を新たに派遣対象団体として加えるため、本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは、具体的に改正条例案をご説明いたします。

お手元の議案書の裏面及び新旧対照表もご参照ください。

具体的な改正条文ですが、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岬町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

4 一般社団法人岬町観光協会、現行条例上、派遣可能団体は公益財団法人大阪府市町村振興協会と社会福祉法人岬町社会福祉協議会、一般社団法人岬町シルバー人材センターの3団体となっており、現在、社会福祉協議会へ職員を1名派遣しておりますが、将来的に岬町観光協会へも職員の派遣が可能なように派遣団体を加えるものです。

なお、施行期日につきましては、令和4年4月1日からとしてございます。

本件は総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第10、議案第82号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第10、議案第82号、岬町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

本条例改正につきましては、産科医療補償制度の見直しと社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金等の支給総額について維持すべきとされたことを踏まえた改正と、世帯に6歳未満の未就学児がある場合におきまして当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額することとしたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第7条については出産育児一時金について定めたものであり、産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛け金が1万6000円から1万2,000円に引き下げられることと、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に改めるものです。

次に、第12条、第20条については保険料額の軽減等について定めており、第16条については減額する保険料額の種類について定めたもので、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児の保険料のうち、均等割額について減額することとなったことにより、未就学児の保険料の減額に関する規定として、第20条の3を加え、関連する各項目に所要の改正を行うものです。

次に、附則におきまして施行期日を定めており、第7条においては令和4年1月1日を、第12条、第16条、第20条においては令和4年4月1日を施行期日と定めております。

また、この条例の施行の日以前に出産した被保険者においては従前の額を適用することとし、また第20条の3の改正後の規定につきましては、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による旨の経過措置を定めて



おります。

以上が、条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町国民健康保険条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第11、議案第83号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代 堯町長 日程第11、議案第83号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員、松本昭一氏は令和3年12月12日をもって任期満了となりますので、同氏の選任について地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

松本昭一氏については、住所は大阪府泉南郡岬町淡輪1267番地の1。生年月日は昭和20

年5月16日生まれ。経歴等については議案書裏面に記載のとおりであります。

よろしくご審議の上、松本昭一氏の選任について同意を賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第83号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第83号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第12、議案第84号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第10次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第12、議案第84号、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第10次）について」をご説明いたします。

政府は11月19日開催の臨時閣議において、新型コロナウイルスの影響の長期化を見据えた新たな経済対策として、国と地方の歳出と財政投融资を合わせた財政支出が過去最大の5兆5,000億円に上る「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定いたしました。

本経済対策の主な内容といたしましては、18歳以下や生活困窮者への給付、事業者に対する支援策のほか、ワクチンの3回目接種の無償化などが盛り込まれたものとなっております。

今回の経済対策のうち、新型コロナウイルス禍により苦しんでいる子育て世帯を支援するため、児童を養育している者の年収について、国のモデルケースでは扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者を目安とした場合の収入が960万円以上の世帯を除き0歳から高校3年生

までの子ども1人当たり10万円相当の給付を実施することとなりました。

具体的には、子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子どもについては児童手当の仕組みを活用することで年内に支給を開始することとなりました。

また、残りの5万円相当については、地方公共団体の実情において判断できるものとしておりますが、来年春の卒業、入学、新学期に向けて子育てに係る商品やサービスに利用できるクーポンを基本とした給付を行うこととされております。

本補正予算につきましては、子ども1人当たり10万円相当の給付事業のうち、年内に支給を開始する5万円の給付費と必要な事務費に係る予算を追加議案として提出させていただいたものでございます。

なお、本補正予算につきましては早急に給付事務を進める必要があるため、委員会付託ではなく、本会議において審議をお願いするものでございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照いたします。

それでは、予算書の1ページをご参照いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,877万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,699万3,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照いたします。

国庫支出金といたしまして8,877万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金8,475万円を、同じく事務費補助金402万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照いたします。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照いたします。

民生費といたしまして、8,877万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費といたしまして、高校生までの子どもがいる世帯に対して1人当たり5万円を給付する臨時特別給付金8,475万円を、支給事務に必要な公金取扱手数料やシステム改修委託料などの事務費といたしまして、合計で402万3,000円を

それぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 まず冒頭申し上げますのは、昨日の一般質問で要望いたしましたが、説明の中でもありましたとおり、所得制限が設けられておりますので、そこから対象外になる方について、町独自に支給を前向きに検討いただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

質問につきましては、まず支給の方法というか、対象が中学生以下と16歳から18歳という2種類に分かれるわけですし、中学生以下については特に申請なく自動的に振り込まれるということになるので申請は必要ありませんが、16歳から18歳についてはどのようにすることになるのか。

申請については、自分が対象かどうか分からない人もいるかと思うのですけれども、やはり、漏れなく対象になる方に行き届くということが大切ですので、丁寧な周知も必要かと思っております。

そのあたりについて、現時点での計画をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、説明資料の中に対象の②のところ、令和3年9月30日時点で高校生の児童について書かれております。

これは、高校生と書かれていますが高校生世代ということなのでしょうけれども、当然、高校に通っていない子どもに対しても対象となるということですから、そういうことなのでしょうけれども、保護者の所得が児童手当本則給付の支給対象となる金額と同等未満の場合は、原則要申請と書かれておまして、ここの意味が分かりにくいのですが、ご説明をいただけるとありがたいと思っております。

それから、先ほど説明の中であったクーポンの問題なのです。来週頃ということでクーポンを基本にということで、まだこれは確定的ではないのですが、事務費や事務量等を考えると、また、できるだけ早くということを考えますと、クーポンではなく現金が望ましいと思っているのですが、現時点で岬町としてはどのようなお考えを持っておられるのかお聞きしておきたいと思っております。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目の漏れなく周知する方法をどのように考えられているかというご質問ですが、まず、ホームページやSNS、それとか各戸配布により周知をさせていただくとともに、今回の臨時特別給付金のQ&Aでは、通知を対象者全員に出しても構わないということにもなっていますので、16歳から18歳の児童につきましては、全員通知することも検討しております。

次に、二つ目のご質問ですが、児童手当の本則給付の所得の対象限度額のことなのですが、扶養親族の数が3人である場合は、収入相当額が960万円までの方を対象としております。

扶養親族3名というのは、子どもさん2人と配偶者、103万円未満の方ということでございます。

最後の三つ目のご質問でございますが、クーポンを基本としておりますが、クーポンと現金給付がもし選べるとなればどういうふうにするかというご質問でございますが、仮に選べるとなれば、今後検討しまして、住民にとってより良い方法を選択したいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 お答えの中で、対象者全員に通知をしてもいいとQ&Aの中で示されているということで、それも検討するというお答えがありました。

それは一番漏れなくお知らせすることになるので、その方法が望ましいとは思いますが。

ただ、現時点では児童手当の特例給付の対象になっている方は対象外ということになっておりますから、16歳から18歳の子どもがいる世帯全員が対象ではないということになってしまうので、書き方が非常に難しいだろうと、そういう可能性がありますので、やりにくい面はあるかと思いますが、漏れなくお知らせをするということとしては最も有効な手段であると思えます。

ぜひ前向きにご検討いただきたいと思えます。

それから、さきほどお聞きした説明資料の対象の②のことなのですが、原則要申請というように書かれているわけですね。

さきほど、本則給付の方が対象になるということで、申請が必要になる方の年収の、また家族構成の説明をいただきましたけれども、原則ということは、これは例外が発生すると考えていいのか、そのあたりについても、もう少しご説明をいただきたいと思えます。

それから、もう1点、議案書の中で、システム改修委託料というものが設けられておまして、300万円と記載されているのですが、これは今回の支給を行うためにどういったシステムが改めて必要になるのか、その内容についてもお聞きしておきたいと思えます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目の原則申請が必要ということなのですが、この原則といいますのは、必ずしも対象者の振込先であるとか、申請資格が確認できれば、必ずしも申請は必要ではないという意味でございますが、ただ確実に、間違いなく給付させていただくためには申請も必要かなということは考えております。

ですから、この辺につきましては、確かに給付を少しでも早くさせるためには申請なしということも検討してはどうかなということで考えております。

二つ目のシステム改修の内容でございますが、今回の支給に係るもの全般のシステム改修ということでご判断いただければと思います。

今回の臨時特別給付金に係るシステム改修全般ということでお考えいただければと思います。よろしいですか。

システムの改修内容というところですか、ご質問されているのは。

○道工晴久議長 後ほどしていただいたらどうですか。それも含めて後ほどゆっくりとしてください。

中原 晶君。

○中原 晶議員 3回目なので、もう最後になってしまいますけれども、私がお聞きしたかったシステム改修の内容なのですが、私の疑問は、なぜシステム改修が必要なのかということなのです。

というのが、今回、これ私は素人だから分からないのですが、必要になる情報としては、対象かどうかということかと思っているわけなのですよ。

それなら、児童手当の本則給付と特例給付という、そこはもう児童手当のシステムそのものに既に内蔵されているというか、分かっていること。それに基づいて児童手当の支給はずっとなされているので、今回この措置に対して改めて何がさらに必要になるのだろうかという、そういう素朴な疑問なのですよ、素人ながらの。

だけれど、これはここでやり取りしていて分かりづらいことかという気がするので、また平場でというか、担当者から詳細に後ほど教えていただければ、別にそのことを理由にして賛否に関わるようなことではありませんので、それで結構です。

もう一つお聞きするのですが、支給の時期は年内をまず目指していると、これは中学生以下の子どもについてだと思っております。16歳から18歳の子どもについてもできるだけ年内にということを目指しているとは思いますが、児童手当を受け取っている対象になっている方については、振込の期日についてはいつを具体的にお考えか。もし計画としてはっきりしているのであればお

聞きしたいということと、それから、振り込まれたことであるとか、振り込みましたということ  
を伝えるのは、なされるのかなされないのか。するのだとしたら、どういう形であることを考え  
ているのか。その点について最後にお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、中学生以下の児童手当の受給者につきましては、12月27日の月曜日を予定している  
ところでございます。

振込通知につきましても、本人に分かるような通知ということでお送りさせていただく予定で  
おります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 失礼かも知れませんが、年間収入960万円と言ったように思うのですが、そ  
の960万円の支給できない方は、もし答弁できるのであれば、何名ぐらい岬町にいるのか、そ  
れをお聞きしたいです。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 和田議員の質問にお答えさせていただきます。

対象外となる方でございますが、児童数で児童手当の受給者、結局、中学生以下の方であれば  
50名程度ということで考えておりますが、16歳から18歳の高校生の分も含めると、大体  
そこから10名程度、60名ぐらいかなという概算ではあります、それぐらいで考えておりま  
す。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 その辺、分かりましたが、合計にしたら大体100名ぐらいということですね。

○道工晴久議長 今、60名ぐらいということで答弁がございました。

○和田勝弘議員 はい、結構です。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第84号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第10次）について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

ただいま、第84号の議案が可決されましたので、これに伴って第73号議案と第84号議案との間で条項、字句、数字、その他の整理が必要となります。

つきましては、会議規則第45条の規定により、整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、第73号議案と第84号議案との条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はここで散会をいたします。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしくお願いをいたします。

次の会議は12月22日の全員協議会終了後に開きますのでご参集ください。ご苦勞さまでございました。

(午前11時33分 散会)



以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年12月2日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 和 田 勝 弘

議 員 出 口 実